

（居宅介護住宅改修費等の支給）

第 37 条 法第 45 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第 57 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の支給を受けようとする者は、住宅改修を行う前に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給及び事前承認申請書（別記様式第 38 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、住宅改修の内容の適否を判断し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認通知書（別記様式第 38 号の 2）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前不承認通知書（別記様式第 38 号の 3）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、当該申請に係る住宅改修を完了したときは、サービスに要した証拠書類その他必要な書類をもって市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出 があった場合は、第 1 項の支給申請について、速やかに審査し、支給の可否を決定し、介護保険給付支給（不支給）決定通知書（別記様式第 36 号）により当該申請者に通知するものとする。

別記

様式第 36 号（第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条関係）

様式第 37 号（第 36 条関係）

様式第 38 号（第 37 条関係）

様式第 38 号の 2（第 37 条関係）

様式第 38 号の 3（第 37 条関係）